

10月27日(日)は参議院埼玉県選出議員補欠選挙の投票日です

問合せ／選挙管理委員会事務局
内線2851

投票日 **10月27日** (日)

投票時間: 7時～20時

開票日時 10月27日(日) 20時50分～

開票場所 市民体育館

※投開票速報は、市ホームページからご覧になれます。

投票できる人

年齢／平成13年10月28日までに生まれた人(当日投票はできますが、誕生日によっては期日前投票ではなく不在者投票になりますので、選挙管理委員会にお問い合わせください)

住所／令和元年7月9日までに志木市に転入の届出をし、引き続き住民基本台帳に記載されている人

期日前投票 ⚠ 期日前投票所を一部変更します ⚠

10月11日 (金) ～ **10月26日** (土)

(SKビル・柳瀬川図書館は10月19日(土)～)

市役所／8時30分～20時

SKビル(本町5-21-14)／10時～20時

※ふれあいプラザの改修工事のため場所を変更します。

※駐車場はありません。

柳瀬川図書館／平日:10時～19時

土・日曜日、祝休日:10時～18時

※駐車場はありません。



▲SKビル位置図

固定資産税の軽減制度を設けます

問合せ／課税課 内線2235

市では、本町通りの県街路整備事業を契機に、活気ある商店街、賑わいのある生活空間を創出していくため、事業区間(図1)に隣接し、1階を商業施設として建設された建物に対する固定資産税の軽減制度を設け、沿道に商業施設の集積を促進します。

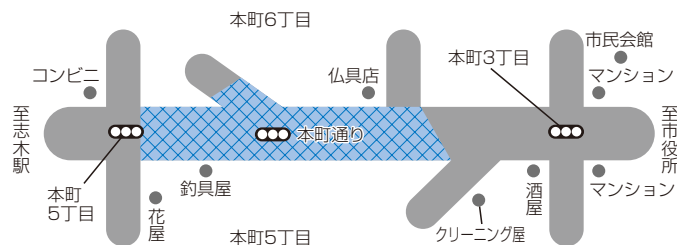
1階を商業スペースにすると固定資産税が軽減

対象／本町5・6丁目に位置する中央通停車場線(本町通り)のうち、県街路整備事業の第3工区に隣接する区域に、平成31年1月2日から令和6年3月31日までに新築または増築し、1階部分を商業施設とした家屋

※右図はイラストです。対象となる区域の詳細は課税課で確認してください。

期間／新たに課税する固定資産税について、木造は3年間、中高層耐火建築物3階以上の家屋または認定長期優良住宅は5年間、中高層耐火建築物3階以上かつ認定長期優良住宅家屋は7年間、それぞれ固定資産税額を2分の1に軽減します(図2)。

(図1) 固定資産税軽減制度対象区域



(図2) 中高層耐火建築物3階以上の家屋の例

固定資産税の軽減制度を利用した場合

3階居住スペース	従来からの新築住宅軽減制度あり
2階居住スペース	
1階商業スペース	1階を商業スペースにしたときは、固定資産税が、最長5年間2分の1に軽減